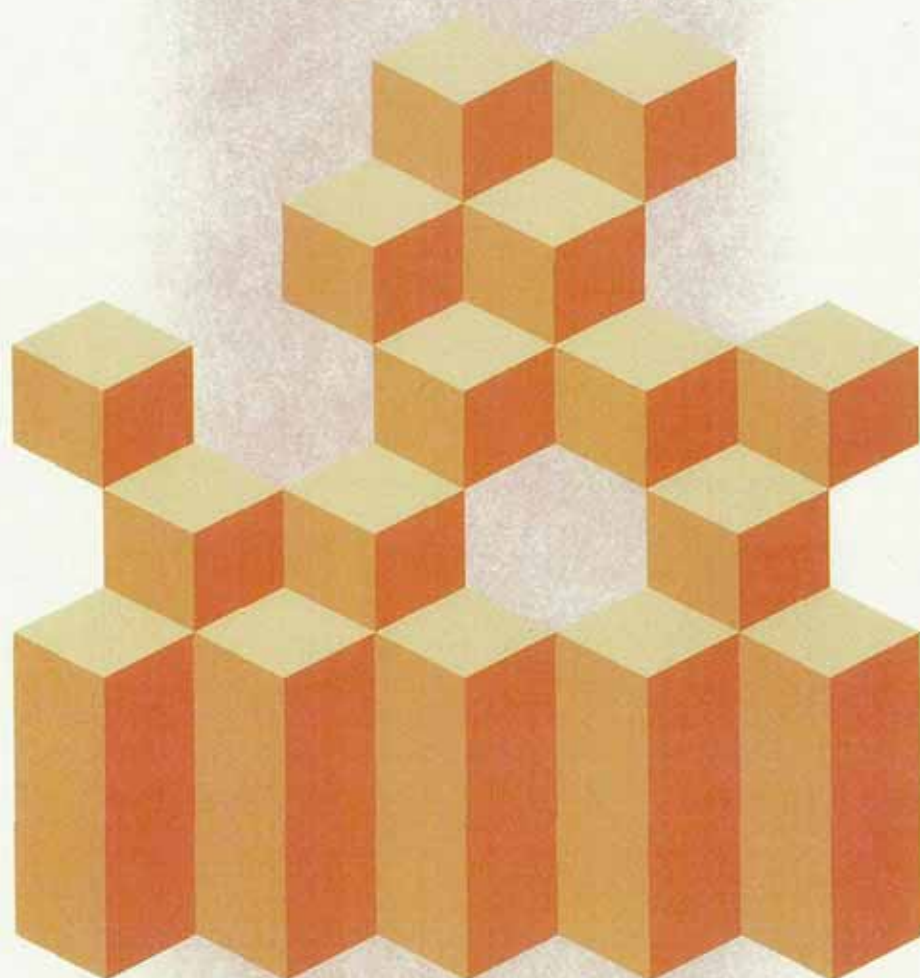


# 平成16年 年金制度 改正のポイント

「持続可能」で「安心」の年金制度とするために



厚生労働省年金局



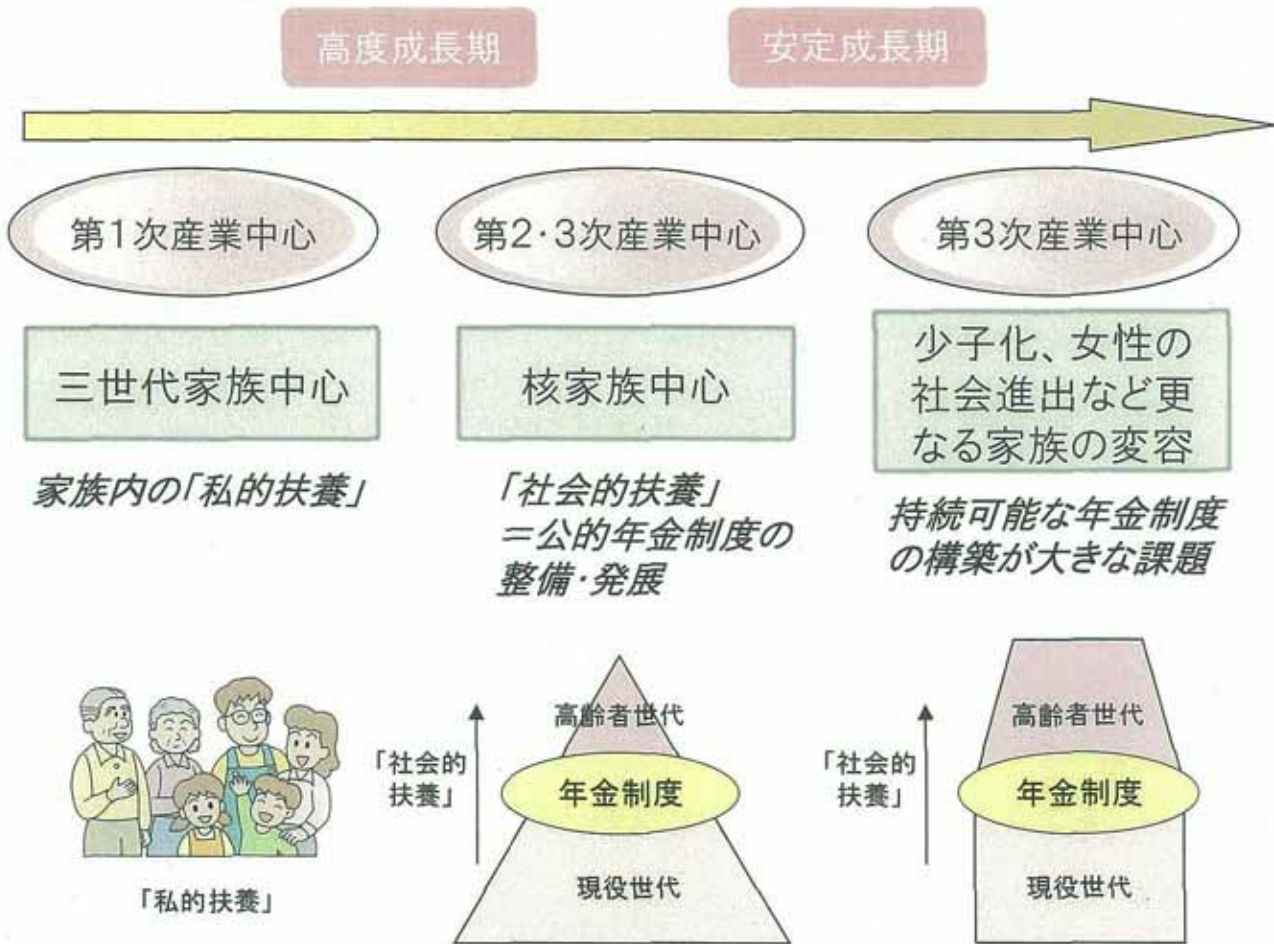
# 目次

● 年金の意義	1
● 年金の役割	2
● 年金制度の体系	4
● 年金制度の財政の仕組み	5
● 急速な少子高齢化の進行	6
● 平成16年年金制度改正の全体像	8
● 給付と負担の見直しの骨格	10
① 保険料の上昇は極力抑え、将来水準を固定します。	11
② 基礎年金への国の負担を1/3から1/2に引き上げます。	12
③ 次世代や次々世代の給付に充てるため、積立金を活用します。	13
④ 年金を支える力と給付のバランスを取れる仕組みにします。	14
⑤ 老後生活の基本的部分を支える給付水準を確保します。	16
● 生き方・働き方の多様化への対応	19
コラム 第3号被保険者の届出をし忘れた方へ	23
コラム 短時間労働者の厚生年金適用について	23
● 自営業者などに係る保険料（国民年金保険料）の収納対策を徹底	24
● 若い人にも年金について分かりやすく情報を提供	25
● 企業年金の充実・安定化	26
● 安全で効率的な年金積立金の運用を可能にします。	28
● 社会保障制度全般の一体的見直しと公的年金制度	30
● 社会保険庁改革の推進	31
コラム 年金は「払い損」なのですか？	32
コラム 年金の福祉施設などについても徹底した見直しを行います	34
● 改正事項施行期日一覧	35
（参考1）平成16年財政再計算の諸前提	36
（参考2）年金額の調整の仕組みー「マクロ経済スライド」を少し詳しく	37
（参考3）自営業者などに係る保険料（国民年金保険料）の収納対策（全体）	38
（参考4）諸外国の状況	39
（参考5）年金課税の見直し	39
（参考6）給付水準の推移	39
（参考7）保険料（率）の推移	40
（参考8）支給開始年齢の引上げのスケジュール	41



# 年金の意義

産業構造が変化し、都市化、核家族化が進行してきたわが国では、従来のように家族内の「私的扶養」により高齢となった親の生活を支えることは困難となり、社会全体で高齢者を支える「社会的扶養」が必要不可欠です。公的年金制度は、こうした「社会的扶養」を基本とした仕組みです。



少子高齢化が進行する中で、若い世代には高齢世代に比べて「損」をしているかのように「世代間」の不公平を主張する声、「自分たちにとっては年金制度は頼りにならない」との声もあるかもしれません。

しかし、もし、年金制度がなかったらどうなるでしょうか。

若い世代は、自分たちの老後の心配をする以前に、仕送りなどによって高齢となった親を支えなければなりません。親の経済的な心配をしながら安心して暮らすことは難しいでしょうし、以前のような「私的扶養」の時代に戻ることは困難でしょう。

それを考えれば、年金制度は、給付を受ける高齢者だけではなく、若い世代にとっても不可欠なものとなっているのではないのでしょうか。

## 年金の役割

公的年金制度は、高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして、極めて重要な役割を果たしています。だからこそ、現役世代も、親の経済的な生活の心配をすることなく安心して暮らすことができるのです。

### 現役世代の生活の安心

現役世代も、親の経済的な心配をしながら生活する必要がなくなります。

### 高齢者の生活の安心

消費

通院や介護  
サービス利用の費用

...

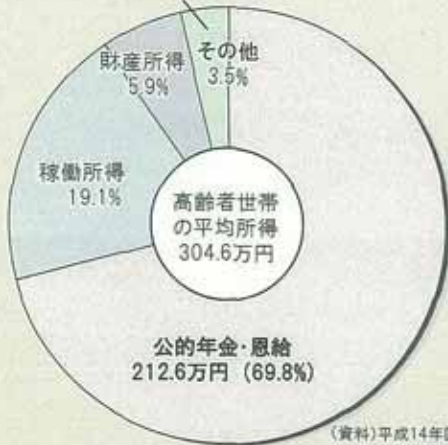
### 年金は高齢期の生活の基盤

- ① 年金は高齢者世帯の収入の7割
- ② 6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活
- ③ 高齢期の生活設計で年金を頼りにする人は7割
- ④ 国民の4人に1人が年金を受給
- ⑤ 地域経済を支える役割  
一家計消費の2割が年金の地域も
- ⑥ 年金総額は42兆円。対国民所得比12%



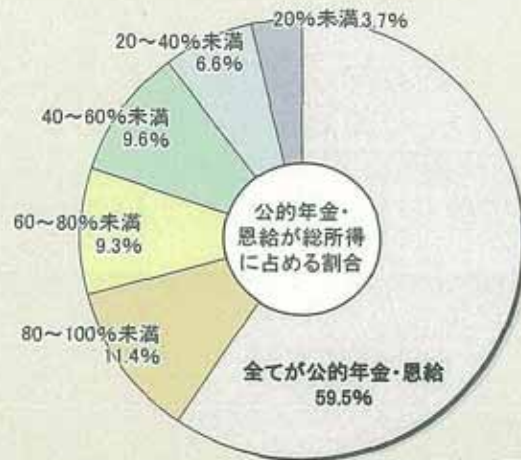
### ① 年金は高齢者世帯の収入の7割

【うち仕送り1.6万円(0.5%)】



(資料)平成14年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

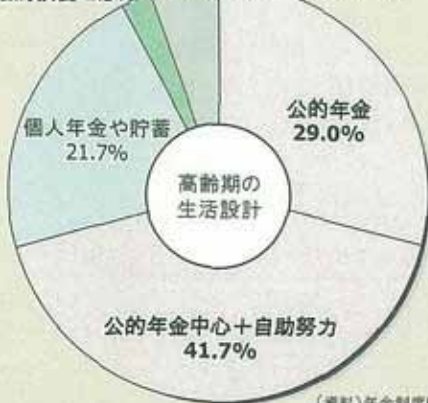
### ② 6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



(資料)平成14年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

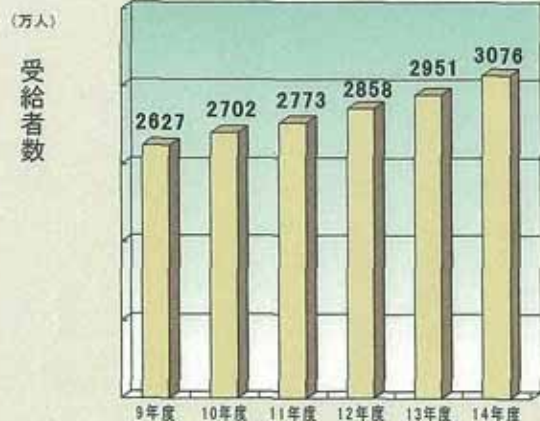
### ③ 高齢期の生活設計で年金を頼りにする人は7割

私的扶養 2.3% その他・わからない 5.3%



(資料)年金制度に関する世論調査 (平成15年内閣府)

### ④ 国民の4人に1人が年金を受給



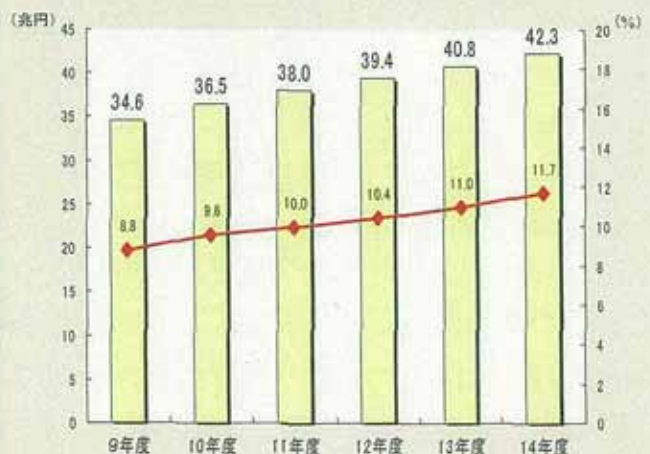
(資料)社会保険事業の概況 (社会保険庁)

### ⑤ 地域経済を支える役割 一家計消費の2割が年金の地域も

(対県民所得比上位7県)

都道府県名 (高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費支出比
山口県(22.9%)	12.6%	20.3%
島根県(25.5%)	12.6%	18.5%
岡山県(20.7%)	11.9%	19.0%
高知県(24.1%)	11.8%	15.9%
愛媛県(22.0%)	11.8%	18.6%
長崎県(21.4%)	11.7%	18.1%
和歌山県(21.8%)	11.5%	17.9%

### ⑥ 年金総額は42兆円。対国民所得比12%



(資料)社会保険事業の概況 (社会保険庁)



# 年金制度の体系

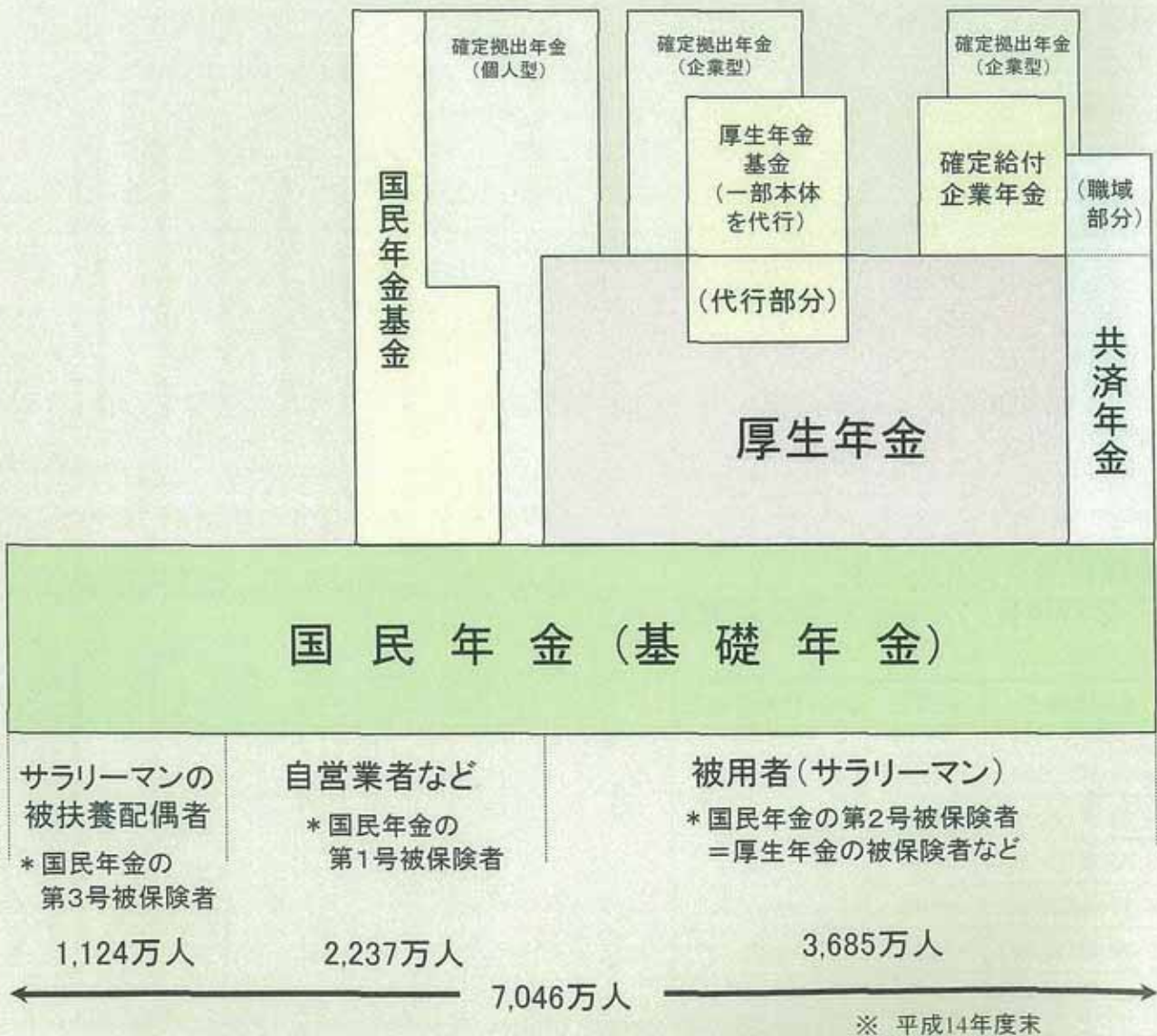
～2階建ての公的年金と私的年金～

わが国では、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期になれば、基礎年金の支給を受けます。

民間被用者や公務員は、これに加え、厚生年金(共済年金)に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金を受けることになります。

このほか、個人や企業の選択で、企業年金などの私的年金に加入することができます。

## 年金制度の体系図



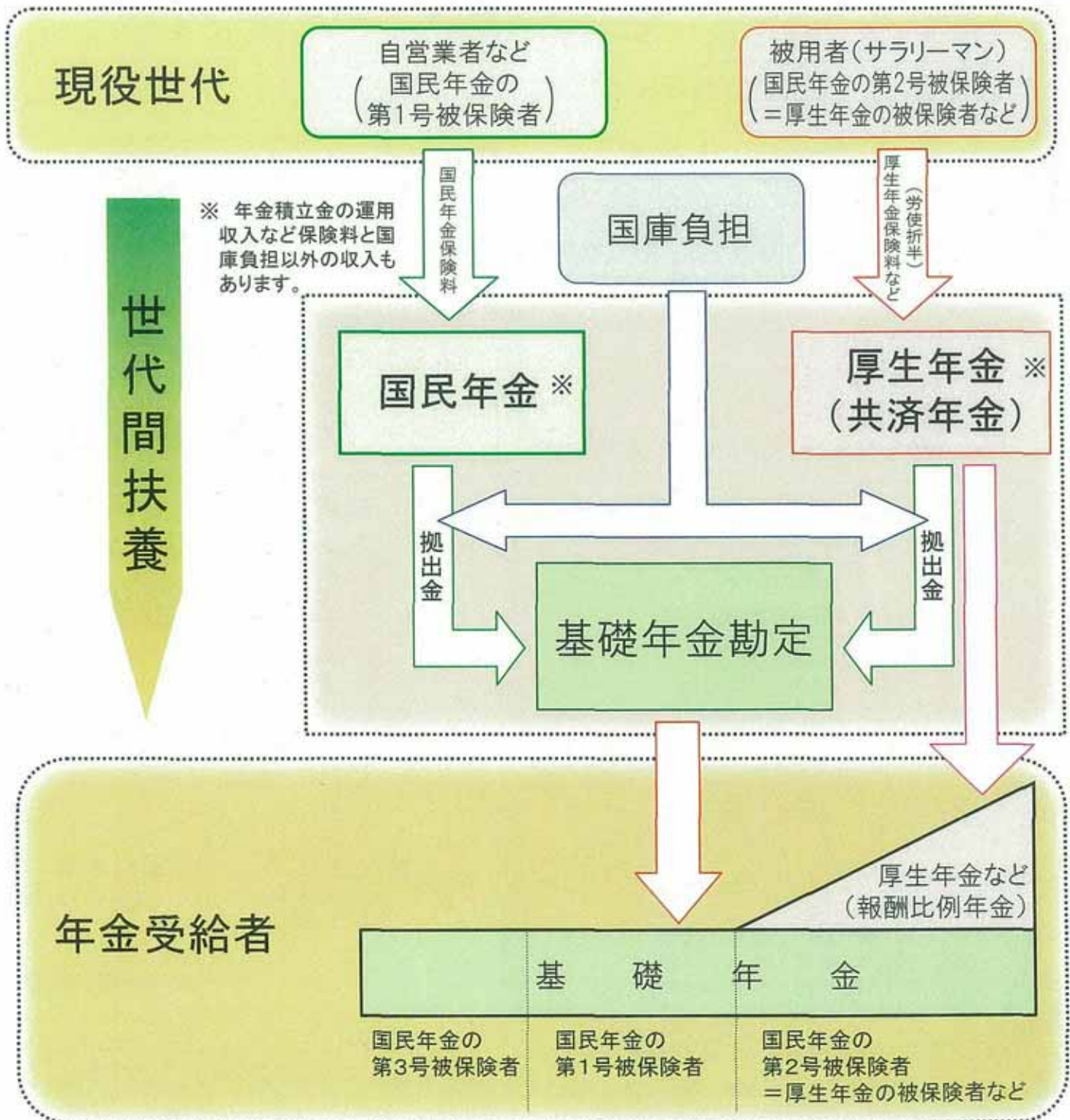


# 年金制度の財政の仕組み

現役世代の支払った保険料は、年金制度を通じて、その時々の高齢者の給付に充てられます。こうした仕組みを「世代間扶養」と言います。

このような仕組みであるからこそ、遠い将来の高齢期でも、生活の基本的部分を支える給付を受けることができます。

## 【年金財政のイメージ】





# 急速な少子高齢化の進行

わが国では、今後更に急速に少子高齢化が進行することが予想されています。今回の改正は、将来にわたり年金制度を安心できるものとするために必要なものです。

## ○未婚率の推移

		1975年	2000年
25～29歳	男	48.3%	69.3%
	女	20.9%	54.0%
40～44歳	男	3.7%	18.4%
	女	5.0%	8.6%

(資料)総務省統計局「国勢調査報告」

## ○平均初婚年齢の推移

		1975年	2003年
男		27.0歳	29.4歳
女		24.7歳	27.6歳

(資料)厚生労働省「人口動態統計」

○「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」では、未婚化・晩婚化以外に、夫婦の出生力自体にも低下傾向が見られることが明らかになりました。

女性が一生涯に何人の子どもを産むか  
→ 2050年には1.39人。これは、世界でも極めて低い水準です。

(合計特殊出生率)

1975年	1.91人
2003年	1.29人
2025年	1.38人
2050年	1.39人

現役世代何人で高齢者を支えるか  
→ 2025年には、現役世代2人で1人の高齢者を支えることに。

(20～64歳の人口：65歳以上人口)

1975年	7.7人:1人
2000年	3.6人:1人
2025年	1.9人:1人
2050年	1.4人:1人

年金の受給期間はどの程度か

→ 2025年には、年金をもらう期間の平均は男性で19年、女性で25年

(65歳からの平均余命)

1975年	男13.7年、女16.6年
2000年	男17.5年、女22.4年
2025年	男18.9年、女24.8年
2050年	男19.7年、女26.2年

制度を支える力の減少

保険料水準  
国庫負担のあり方

改革の必要性

給付費の増加

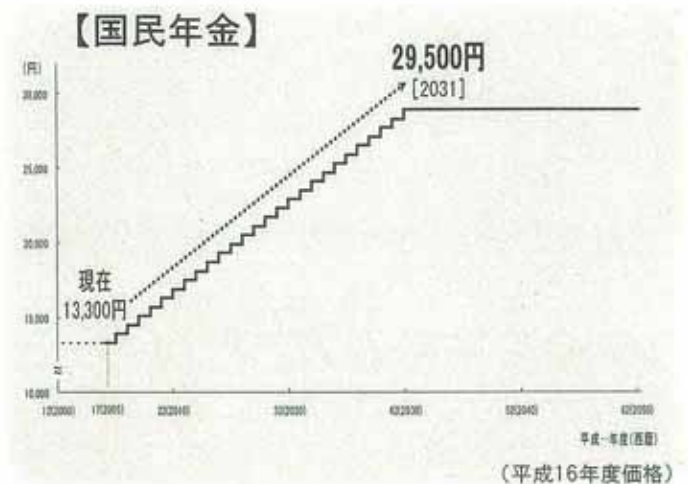
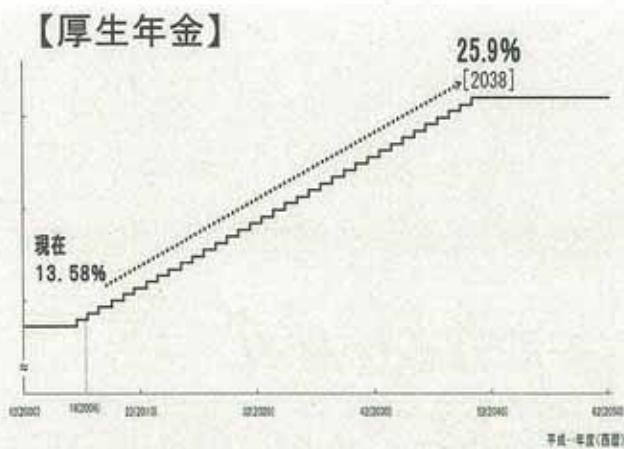
給付水準のあり方

※ 1975年、2000年、2003年は実績。2025年、2050年は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)(中位推計)」による。

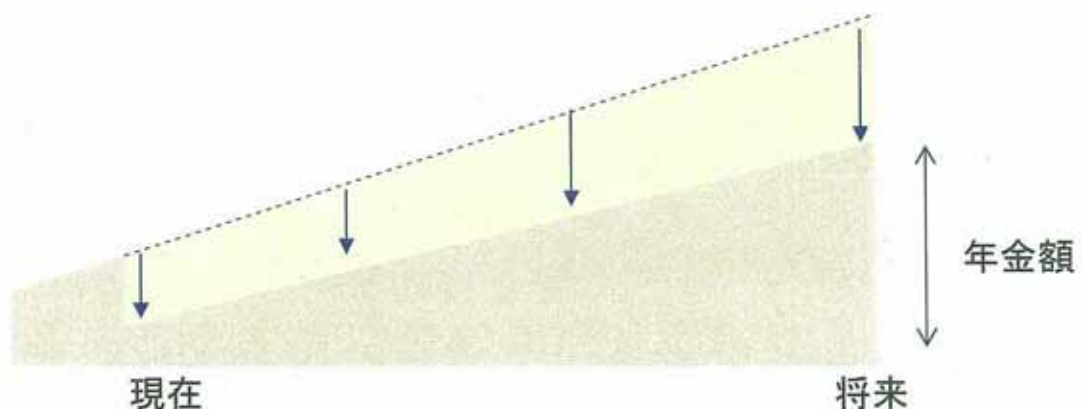


もし、改正をしないまま、これまでの年金制度を続けていこうとすると、現役世代、高齢者、いずれかの生活にとっても大きな影響が出てしまいます。

- ◎ もしも、保険料の引上げだけで制度を続けていたとすれば・・・
  - 厚生年金、国民年金の保険料を、大きく引き上げなければならなくなり、現役世代にとって過重な負担となりかねません。



- ◎ もしも、給付の見直しだけで制度を続けていたとすれば・・・
  - 高齢者のもらっている年金、そしてこれからもらう年金を、一度に3~4割も抑制しなければなりません。



今回の改正は、急速に少子高齢化が進展する中で、給付と負担の両面を見直し、「持続可能」で「安心」の年金制度を構築するものです。



# 平成16年年金制度改革の全体像

## ○100年間の給付と負担の姿を明確に

[改正前]

将来にわたって給付と負担が均衡するよう、5年毎に給付と負担を見直し

- ・おおむね100年間で給付と負担を均衡
- ・保険料の将来水準を固定し、その引上げ過程とともに法律上明記
- ・給付水準の下限を法律上明記

## ○保険料の上昇は極力抑え、将来水準を固定

[改正前]

- ・厚生年金 13.58%
- ・国民年金 13,300円

2017(平成29)年以降の保険料水準を固定

- ・厚生年金 18.3%(毎年0.354%引上げ)
  - ・国民年金 16,900円(毎年280円引上げ)
- (いずれも平成16年度価格)

## ○年金を支える力と給付のバランスを取れる仕組み

[改正前]

年金額は、賃金の伸びや物価の伸びで改定

負担の範囲内で給付とバランスが取れるようになるまでは、年金額の計算に当たって、賃金や物価の伸びをそのまま使うのではなく、年金額の伸びを調整する仕組みを導入します。

## ○老後生活の基本的部分を支える給付水準を確保

自動調整の仕組みだけでは、給付水準が際限なく下がる可能性

標準的な年金受給世帯の給付水準は、現役世代の平均収入の50%を上回る水準を確保

## ○基礎年金への国の負担を1/3から1/2に

[改正前]

基礎年金の国庫負担割合は1/3

平成16年度から1/2への引上げに着手  
平成21年度までに完全に引上げ  
〈それまでの道筋を法律上明記〉



## ○生き方・働き方の多様化に対応した制度に

高齢者、女性、障害者など、様々な方々の多様な生き方・働き方に対応できる制度となるよう、高齢者の就業と年金、女性と年金、年金制度における次世代育成支援、障害年金の改善などについて、所要の措置を行います。

## ○自営業者などに係る保険料(国民年金保険料)の収納対策を徹底

自営業者などに係る保険料(国民年金保険料)の納付率を平成19年度に80%とするとの目標の実現に向けて、多段階免除の仕組み、若年者に対する納付猶予制度の導入などの制度的な対応を行います。

## ○若い人にも年金について分かりやすく情報提供

保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関わる個人情報、若い人にも分かりやすくお伝えします。(年金個人情報の通知、ポイント制)

## ○企業年金の充実・安定化

- 企業年金の充実・安定化を図るため、
- ① 免除保険料率の凍結解除、解散時の特例措置(3年間の時限措置)など厚生年金基金の安定化
  - ② 拠出限度額の引上げや中途引出しの要件緩和など確定拠出年金の充実
  - ③ 企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置)の措置を講じます。

## ○安全で効率的な年金積立金の運用を可能に

専門性を徹底し、責任の明確化を図るとともに、グリーンピア業務や年金住宅融資業務を廃止して運用業務に特化するため、現在、年金積立金の管理運用を行っている特殊法人(年金資金運用基金)を廃止し、新たに独立行政法人(年金積立金管理運用独立行政法人)を創設します。

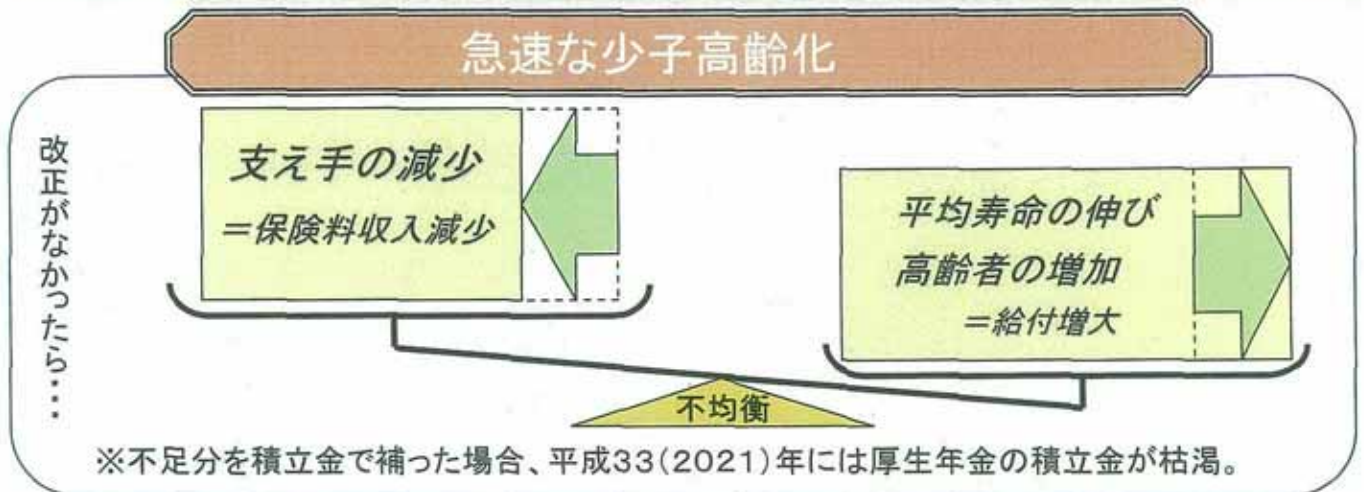


# 給付と負担の見直しの骨格

## 基本的な考え方

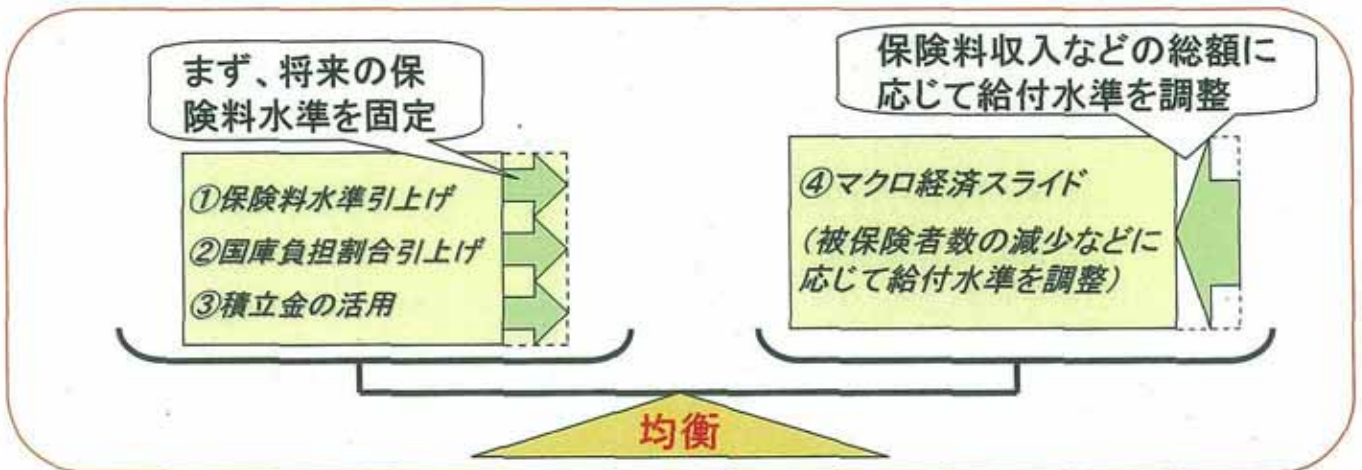
(改正前) まず給付水準を設定し、必要な負担(保険料)水準を設定

(今回改正) まず将来の負担の上限を設定し、その範囲内で給付水準を調整



## 年金制度改正

【財政均衡期間(概ね100年間)の給付と負担のバランス(イメージ)】



- ① 保険料の引上げを極力抑制し、将来の水準を固定します。
- ② 基礎年金の国庫負担割合を1/2へ引き上げます。
- ③ 次世代や次々世代の給付に充てるため、積立金を活用します。
- ④ 年金を支える力(被保険者数)の減少などに応じ、給付水準を自動的に調整する仕組みを導入します。
- ⑤ 老後生活の基本的部分を支える給付水準を確保します。



# 1 保険料の上昇は極力抑え、将来水準を固定します。

[改正前]

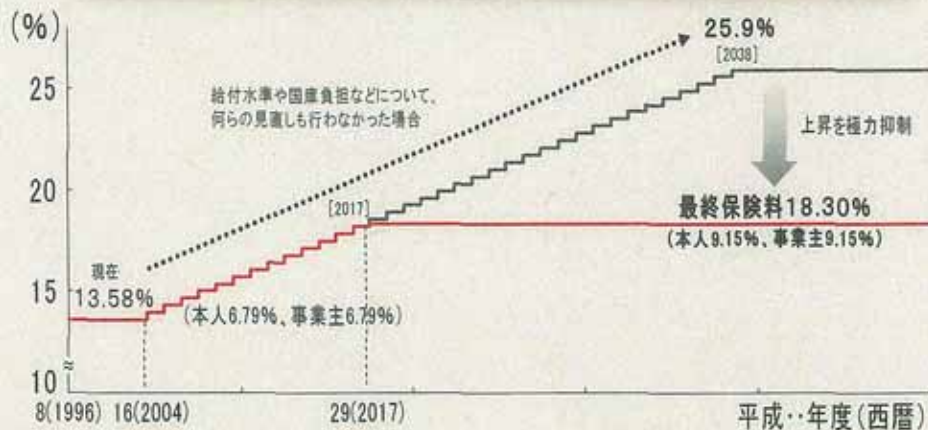
- ・厚生年金 13.58%
- ・国民年金 13,300円

2017(平成29)年以降の保険料水準を固定

- ・厚生年金 18.3%  
(平成16年10月から毎年0.354%引上げ)
- ・国民年金 16,900円  
(平成17年4月から毎年280円引上げ)  
(いずれも平成16年度価格)

※ 保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記

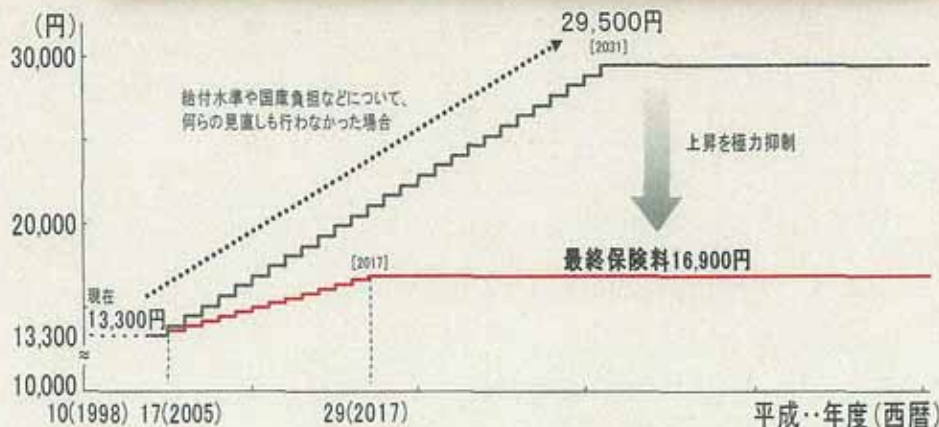
## 厚生年金の保険料率



注：保険料率は、全て総報酬ベース。

※ 平均的勤労者(月収36.0万円、ボーナス3.6ヶ月分)本人の負担増  
→ 毎月月額650円、ボーナス1回1,150円(年2回)

## 国民年金の保険料



注：保険料は、平成16(2004)年度価格。ただし、平成15年度以前は、名目額。

※ 「平成16年度価格」とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したものです。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められます。したがって、その額は今後の賃金上昇の状況に応じて変化します。



[改正前]  
基礎年金の国庫負担  
割合は1/3

平成16年度から1/2への引上げに着手  
平成21年度までに完全に引上げ  
〈それまでの道筋を法律上明記〉

### 1/2への引上げの道筋

平成16(2004)年度：着手

財源：年金課税の見直し

年金課税の見直しによる増収約2,400億円のうち地方交付税分を除く約1,600億円(国庫負担割合11/1000に相当)を基礎年金の国庫負担に充当  
※平成17年(暦年)の所得から適用なので、平成16年度の充当分はその1/6(272億円)

平成17(2005)年度・18(2006)年度  
：適切な水準にまで引上げ

財源：【平成15年12月与党税制改正大綱】

「平成17年度及び平成18年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税(定率減税)の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本の見直しを行う。これにより、平成17年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。」

平成19(2007)年度を目標

【平成15年12月与党税制改正大綱】

「平成19年度を目標に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見直し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する。」

平成21(2009)年度までに  
：2分の1への引上げ完了



[改正前]

将来にわたり永久に年金財政を均衡させるため、一定の積立金の保有が前提

おおむね100年間で財政均衡を図る仕組みとし、積立金は、その財政期間の終了時に給付費1年分程度を維持することとし、次世代や次々世代の給付に充てることとします。

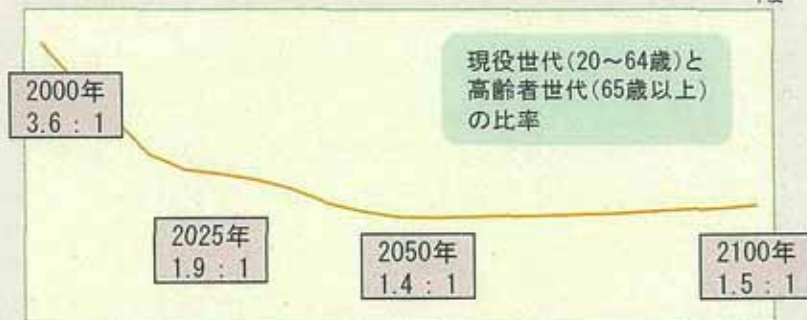
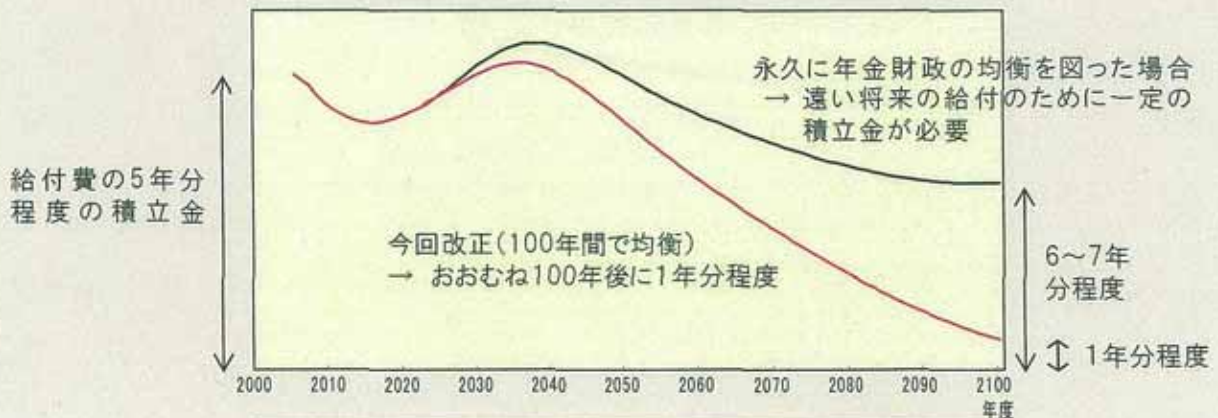
これにより、保険料水準の上昇が抑制されます。

将来にわたり永久に年金財政を均衡させる従来の仕組みでは、はるか遠い将来の給付に要する財源に充てるために、6~7年分もの膨大な積立金を保有することが必要となります。

こうした仕組みを改め、おおむね100年間で財政均衡を図ることとし、積立金は、その財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度を保有することとしつつ、次世代及び次々世代の給付に充てることとします。

積立金の見通しのイメージ(厚生年金)

(平成16年度価格でのイメージ)





## 4 年金を支える力と給付のバランスを取れる仕組みにします。

### [改正前]

- 年金を初めてもらうとき  
→ 賃金の伸びで改定
- 年金をもらっている人  
→ 物価の伸びで改定

負担の範囲内で給付とバランスが取れるようになるまでは、年金額の計算に当たって、賃金や物価の伸びをそのまま使うのではなく、年金額の伸びを調整する仕組みを導入します。

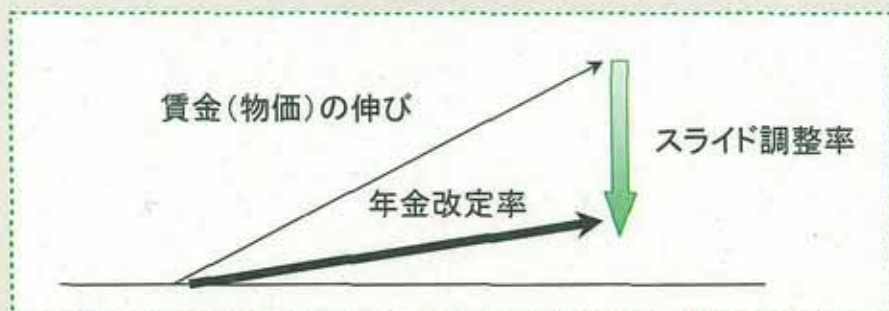
### 新しい年金額の調整の仕組み

年金を初めてもらうとき : 賃金の伸び率 - スライド調整率※

年金をもらっている人 : 物価の伸び率 - スライド調整率※

※ スライド調整率:

公的年金全体の被保険者数の減少率 + 平均余命の延びを勘案した一定率(0.3%)  
→ 2025年度までは平均年0.9%程度となる見込み

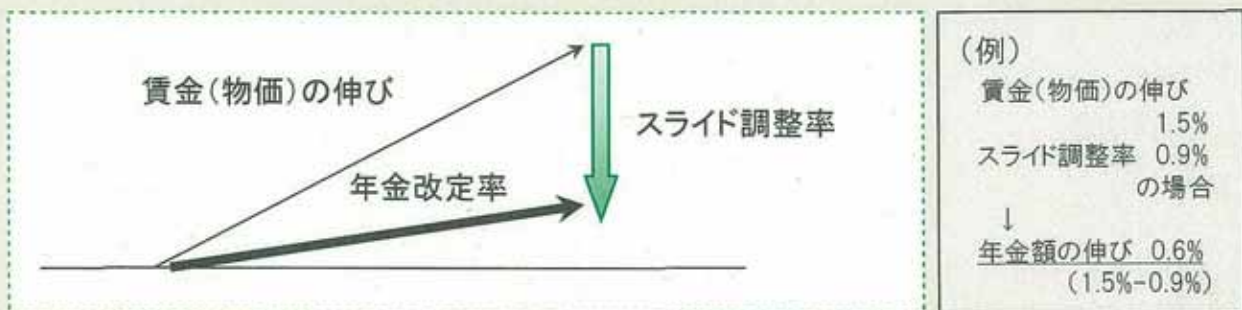


- 少なくとも5年に一度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間の終了時に年金の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(給付費1年分程度)を保有しつつ、財政均衡期間にわたり年金財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合は、年金額の調整を開始します。
- 年金額は、通常の場合、賃金や物価の伸びに応じて増えていきますが、年金額の調整を行っている期間は、年金を支える力の減少や平均余命の延びを年金額の改定に反映させ、その伸びを賃金や物価の伸びよりも抑えることとします。(この仕組みを、「マクロ経済スライド」と言います。)
- その後の財政検証において、年金財政の均衡を保つことができると見込まれるようになった時点で、こうした年金額の調整を終了します。

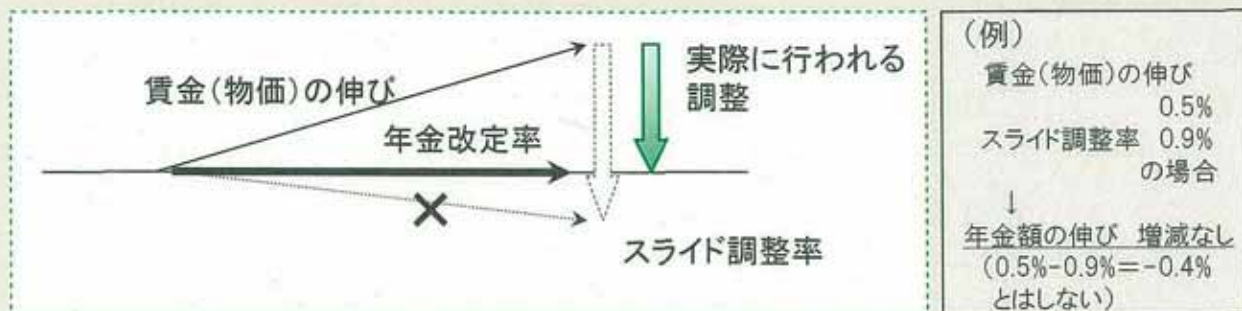


- 新しい年金額の調整の仕組みは、賃金や物価がある程度上昇する場合にはそのまま適用しますが【図1】、
  - ・ 賃金や物価の伸びが小さく、適用した場合には名目額が下がってしまう場合には、調整は年金額の伸びがゼロになるまでにとどめます。したがって、名目の年金額を下げることはありません。【図2】
  - ・ 賃金や物価の伸びがマイナスの場合には、調整は行いません。したがって、賃金や物価の下落分は年金額を下げますが、それ以上に年金額を下げることはありません。【図3】

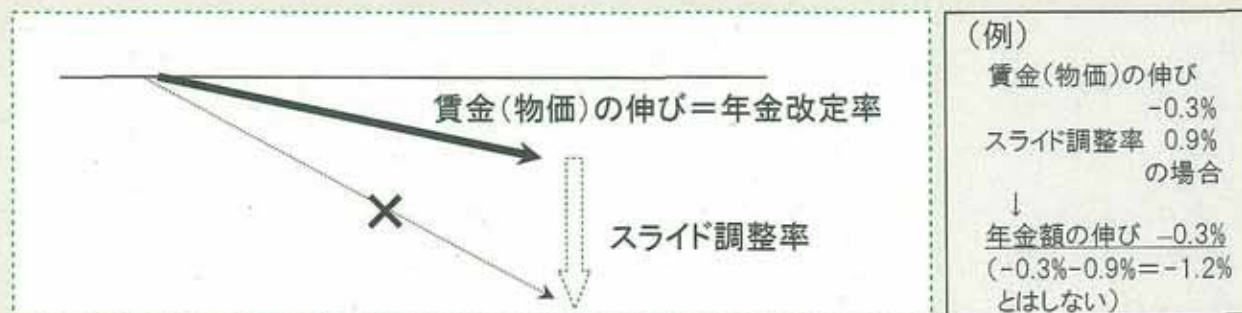
【図1】 ある程度、賃金(物価)が上昇した場合



【図2】 賃金(物価)の上昇が小さい場合



【図3】 賃金(物価)が下落した場合





自動調整の仕組みだけでは、給付水準が際限なく下がる可能性

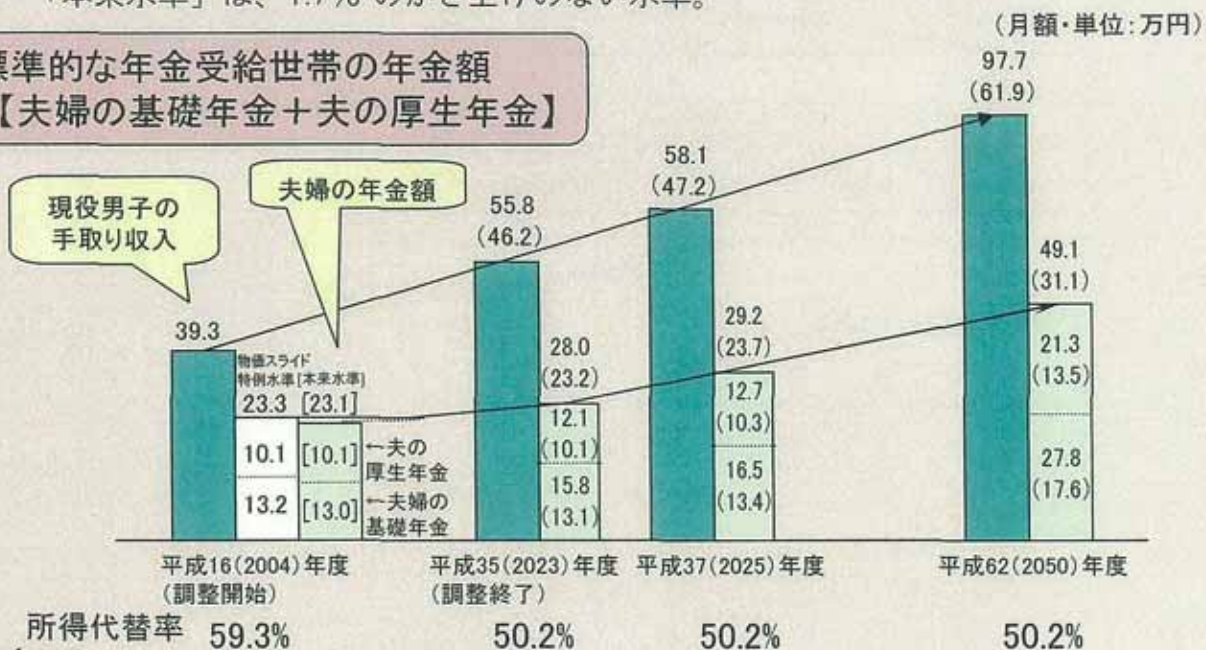
標準的な年金受給世帯※の給付水準(夫婦の基礎年金と夫の厚生年金)は、現役世代の平均手取り収入の50%を上回る水準を確保します。(平成35(2023)年度以降50.2%)

※ 標準的な年金受給世帯とは、夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯をいいます。

### 年金を受給し始めた時の年金額の見込み

- 各時点における名目額。( ) 内の数値は、物価で現在価値に割り戻した額。
- 「物価スライド\*特例水準」は、物価スライド\*特例により1.7% かさ上げされた、現に受給者に支払われている年金水準。
- 「本来水準」は、1.7% のかさ上げのない水準。

#### 標準的な年金受給世帯の年金額 【夫婦の基礎年金+夫の厚生年金】



年金額を現役世代の手取り収入と比較した水準

年金額の伸びを調整 (50%を下限)

通常の年金額の改定

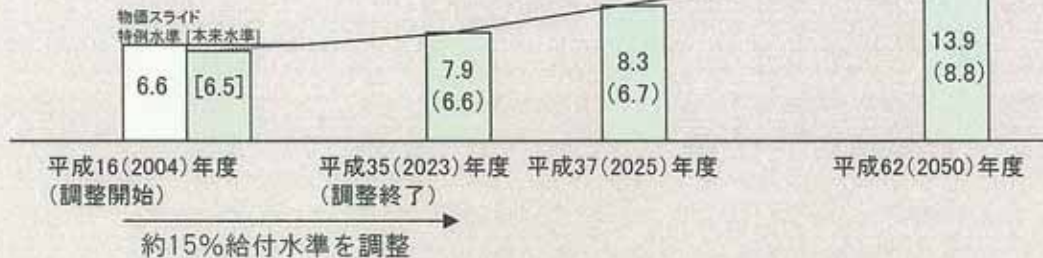
◎ 年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価の上昇に応じて増加しますが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、そのときの現役世代の所得に対する比率は下がっていくことになります。



## 基礎年金のみを受給する方の年金額【本人の基礎年金】

基礎年金額(満額)

(月額・単位:万円)



- ◎ 基礎年金は、収入に関わらず定額の給付であるため、給付水準やその下限を、現役世代の手取り収入と比較した水準で示すことはできませんが、厚生年金と同じマクロ経済スライドにより基礎年金額が調整されます(約15%給付水準を調整)。

- 基礎年金・厚生年金とも、通常は賃金(物価)上昇率で改定が行われますが、年金額の伸びを調整する期間(マクロ経済スライドを適用する期間)は、賃金(物価)上昇率から調整率(公的年金の被保険者数の減少率・平均余命の延びを勘案した一定率)を差し引いた率で改定します。この調整は基礎年金・厚生年金とも同様に行われます。

Q1. マクロ経済スライドによる調整は、すぐに始まるのですか。

A1. 平成16年度に現に受給者に支払われている年金額は、物価スライド特例法によって、本来の年金額よりも1.7%かさ上げされた額になっています。今後、賃金や物価が上昇した場合には、この1.7%のかさ上げ分の解消をまず行うことになっていますので、その終了後にマクロ経済スライドによる調整が始まります。

Q2. 給付水準が50%を割り込むことが予想される時は？

A2. 少なくとも5年に1度の財政検証の際、次の財政検証までに50%を割り込むことが予想される場合は、マクロ経済スライドによる年金額の調整を停止し、給付や負担の在り方について再検討することとしています。



○給付水準の下限50%は、標準的な年金受給世帯についての水準であり、世帯類型や所得によって所得代替率は違ってきます。これは、厚生年金では、所得再分配の機能を持たせることにより、世帯一人当たりの所得の低い世帯に相対的に手厚い給付を行う仕組みとなっていることによるものです。

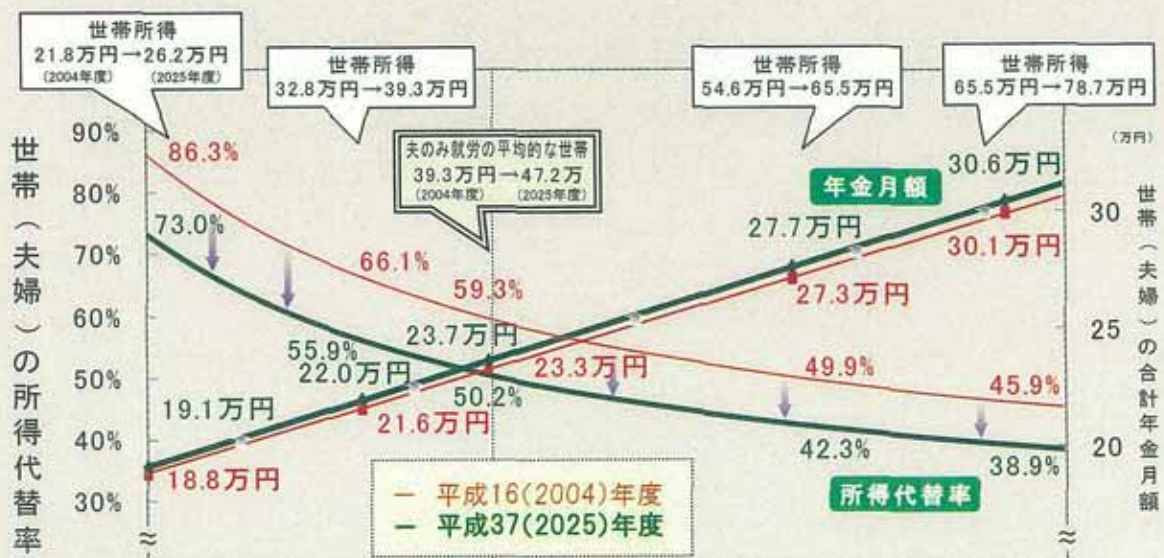


したがって…

- ①世帯1人当たりの所得が標準的な年金受給世帯よりも高かった世帯の場合  
=年金額はその世帯が得ていた所得との対比では50%を下回るようになります。
- ②世帯1人当たりの所得が標準的な年金受給世帯よりも低かった世帯の場合  
=年金額はその世帯が得ていた所得との対比では50%を上回るようになります。

○なお、単身世帯については、基礎年金が一人分になりますので、標準的な年金受給世帯と比べれば、相対的に所得代替率は低くなりますが、単身世帯の中で見ると、所得の高い人ほど所得代替率は低く、所得の低い人ほど所得代替率は高くなります。

### 世帯の所得による所得代替率の変化



○ 世帯所得は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)です。  
 ○ 2025年度年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値です。  
 ○ 所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)